

第四十一条 第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた同条の規定による改正前のたばこ税法
第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第四十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたば
こ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年十月一日前に課した、又は課すべきで
あつた石油税については、なお従前の例による。

(ガス状炭化水素に係る税率の特例)

第四十四条 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素(第九条の規定
による改正後の石油石炭税法(以下「石油石炭税法」という。))第二条第三号に規定するガス状炭化水素
をいう。以下同じ。)の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課される
べき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 ガス状炭化水素のうち関稅定率法別表第二七一・一一号及び第二七一・二二号に掲げる天然ガス
 (以下この条において「天然ガス」という。) 一トンにつき八百四十円

二 ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの (次項において「石油ガス等」という。) 一トンにつき
 八百円

2 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保稅地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭稅の稅率は、石油石炭稅法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一 天然ガス 一トンにつき九百六十円

二 石油ガス等 一トンにつき九百四十円

(石炭に係る税率の特例)

第四十五条 次の各号に掲げる期間内に、石炭 (石油石炭稅法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下同じ。) の採取場から移出され、又は保稅地域から引き取られる石炭に課されるべき石油石炭稅の稅率は、

石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで 石炭一トンにつき二百三十円

二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 石炭一トンにつき四百六十円

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十六条 平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改

正前の石油税法（以下「旧石油税法」という。）第十条第三項（旧石油税法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日が平成十五年十月一日以後に到来するものに限る。）について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項に規定する税率（以下「附則第四十四条第一項の税率」という。）とする。

2 平成十七年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第

三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十七年四月一日以後

に到来するものに限る。) について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十四条第二項に規定する税率(以下「附則第四十四条第二項の税率」という。)とし、石炭にあつては附則第四十五条第二号に規定する税率(以下「附則第四十五条第二号の税率」という。)とする。

3 平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十九年四月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて平成十五年十月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税

率は、附則第四十四条第一項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十一条第一項</p>	<p>同法第十一条第三項</p>
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十二条第一項及び第二項</p>	<p>同法第十二条第四項</p>
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十三条第三項</p>	<p>同法第十三条第五項において準用する関稅定率法 第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第 四項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四第一項</p>	<p>同法第九十条の四第五項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四の二第一項</p>	<p>同法第九十条の四の二第四項</p>
<p>租税特別措置法第九十条の四の三第一項</p>	<p>同法第九十条の四の三第四項</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安</p>

<p>全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する</p>

<p>協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条</p>
<p>協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項</p>

2 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあつては附則第四十四条第二項の税率とし、石炭にあつては附則第四十五条第二号の税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十九年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭

に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

(戻入れ等に係る経過措置)

第四十八条 平成十五年十月一日前に原油（石油税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下同じ。）若しくはガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出し、又は他の原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた原油若しくはガス状炭化水素を、原油若しくはガス状炭化水素の採取場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額」とあるのは、「石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額」として、これらの規定を適用する。

2 平成十五年十月一日前に原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、同日以後に石油石炭税法第十二条第四項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したと

きは、同項中「石油石炭税額」とあるのは、「石油税額」として、同項の規定を適用する。

(引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例)

第四十九条 関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、施行日から平成十五年九月三十日までに、政令で定めるところにより、石油税法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

(担保に係る経過措置)

第五十条 旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

第五十一条 この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場(第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

- 2 施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとみなされる者は、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。
- 3 前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成十五年九月三十日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。
- 5 施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けてい

る場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

6 施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取の委託をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から平成十五年八月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続により石炭の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第四項の規定による申告については、その石炭の採取場ごとに、当該相続のあつた日から平成十五年九月三十日までの間に、その旨を書面で当該石炭の採取場（当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けて

いた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあつては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、法人が合併により石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9 第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段、第三項又は第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び石油税法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項(前項において準用する場合を含む。)に規定する者で平成十五年九月三十日までに石炭の採取を廃止し、又は石炭の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑

を科する。

(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(電源開発促進税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十三条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた電源開発促進税については、なお従前の例による。

(電源開発促進税の税率の特例)

第五十四条 次の各号に掲げる期間内に、料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税の税率は、第十条の規定による改正後の電源開発促進税法第六条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで 販売電気千キロワット時につき四百二十五円

二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 販売電気千キロワット時につき四百円

(電源開発促進税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十五条 第十条の規定の施行前にした行為及び附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係る第十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十六条 第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十七条 第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第五十八条 第十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章

の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(振替国債の利子の課税の特例に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第八条第二項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する証券業者等又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第八条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子については、なお従前の例による。

(公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十一条 旧租税特別措置法第八条の二第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十二条 旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する居住者又は同条第二項に規定する内国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公募投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の三第六項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の三第六項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

(特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十三条 旧租税特別措置法第八条の四第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等については、なお従前の例による。

(株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置)

第六十四条 旧租税特別措置法第八条の五第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得に関する経過措置)

第六十五条 旧租税特別措置法第八条の六第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この項において「配当等」という。)で新租税特別措置法第八条の五第一項第一号又は第二号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、次に掲げる配当等(国外において支払を受けるもののうち政令で定めるものを除く。)を含まないものとする。

一 新租税特別措置法第八条の五第一項第三号に規定する内国法人から支払を受けるべき同号に規定する
 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当等

二 新租税特別措置法第八条の五第一項第五号に規定する特定投資法人から支払を受けるべき同号に規定
 する投資口の配当等

(配当控除の特例に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第九条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第
 一項に規定する配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条第一項
 に規定する配当等については、なお従前の例による。

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第九条の二第五項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一
 号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等について適用し、旧租
 税特別措置法第九条の二第五項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交
 付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第六十八条 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この項において「配当等」という。)で新租税特別措置法第九条の三第一項第一号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、同項第三号に規定する特定投資法人の同号に規定する投資口の配当等を含まないものとする。

2 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三第二項の配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の七」とあるのは、「百分の十」とする。

(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十一条 個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第十一条第一項(同項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に